

○君津市公民館の設置及び管理に関する条例

昭和45年12月19日

条例第49号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条、第29条第1項及び第30条第2項の規定に基づき、君津市公民館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 君津市に君津市立の君津中央公民館、八重原公民館、周西公民館、周南公民館、小糸公民館、清和公民館、小櫃公民館及び上総公民館を設置する。

(位置及び対象区域)

第3条 市立公民館の位置及び対象区域(公民館の設置及び運営に関する基準(平成15年文部科学省告示第112号)第2条に規定する対象区域をいう。以下同じ。)は、それぞれ次表に掲げるところによる。

名称	位置	対象区域
君津市君津中央公民館	君津市久保2丁目13番2号	中野、中野1丁目、中野2丁目、中野3丁目、中野4丁目、中野5丁目、中野6丁目、久保、久保1丁目、久保2丁目、久保3丁目、久保4丁目、久保5丁目、北久保1丁目、北久保2丁目、南久保1丁目、南久保2丁目、南久保3丁目、陽光台1丁目、陽光台2丁目、陽光台3丁目、高坂、台1丁目、台2丁目、貞元、八幡、新御堂、杉谷、郡、郡1丁目、郡2丁目、郡3丁目、小香、上湯江、下湯江、中富、中野飛地及び下湯江飛地の区域
君津市八重原公民館	君津市南子安9丁目17番2号	三直、内箕輪、内箕輪1丁目、八重原、法木作、法木作1丁目、外箕輪、外箕輪1丁目、外箕輪2丁目、外箕輪3丁目、外箕輪4丁目、柰師、柰師1丁目、柰師2丁目、柰師3丁目、柰師4丁目、南子安、南子安1丁目、南子安2丁目、南子安3丁目、南子安4丁目、南子安5丁目、南子安6丁目、南子安7丁目、南子安8丁目、南子安9丁目、北子安、北子安1丁目、北子安2丁目、北子安3丁目、北子安4丁目、北子安5丁目、北子安6丁目、畑沢飛地、北子安飛地、久保飛地、内箕輪・外箕輪・法木作入会の区域
君津市周西公民館	君津市人見4丁目11番21号	坂田、東坂田1丁目、東坂田2丁目、東坂田3丁目、東坂田4丁目、西坂田1丁目、西坂田2丁目、西坂田3丁目、西坂田4丁目、君津台1丁目、君津台2丁目、君津台3丁目、大和田、大和田1丁目、大和田2丁目、大和田3丁目、大和田4丁目、大和田5丁目、人見、人見1丁目、人見2丁目、人見3丁目、人見4丁目、人見5丁目、君津及び西君津の区域
君津市周南公民館	君津市大山野26番地	宮下、宮下1丁目、宮下2丁目、小山野、常代、常代1丁目、常代2丁目、常代3丁目、常代4丁目、常代5丁目、常代6丁目、浜子、六手、皿引、尾車、草牛、馬登、大山野、作木及び山高原の区域
君津市小糸公民館	君津市糠田55番地	中島、白駒、泉、上、練木、大鷲、大鷲新田、大井、糠田、大井戸、糸川、大野台、鎌滝、福岡、荻作、鬼泪、塚原、行馬、根本、小糸大谷、長石、法木、かずさ小糸、上・大鷲・大鷲新田入会及び糠田飛地の区域
君津市清和公民館	君津市西粟倉36番地	西粟倉、清和市場、市宿、日渡根、東猪原、西猪原、東粟倉、平田、植

		畑、西日笠、鹿野山、東日笠、二入、辻森、大岩、正木、奥米、宿原、怒田沢、旅名、豊英旧倉沢、豊英旧奥畑、東猪原・西猪原入会、東日笠・東粟倉入会、市場・西粟倉・平田・植畑・西日笠入会及び植畑外・四村入会の区域
君津市小櫃公民館	君津市末吉128番地	山本、西原、賀恵渕、戸崎、岩出、寺沢、青柳、箕輪、上新田、俵田、末吉、三田、長谷川、小櫃台、吉野錯綜地及び田川飛地の区域
君津市上総公民館	君津市久留里市場192番地5	久留里市場、小市部、久留里、浦田、怒田、川谷、久留里大谷、吉野、久留里大和田、向郷、芋窪、栗坪、富田、愛宕、平山、山滝野、大坂、広岡、大戸見、大戸見旧名殿、柳城、高水、利根、大中、加名盛、黄和田畑、蔵玉、釜生、滝原、折木沢、坂畑、草川原、藤林、川俣旧川俣、川俣旧月毛、川俣旧押込、豊田旧菅間田、豊田旧野中、笹、香木原、豊田飛地、川俣飛地、藤林飛地、笹飛地、加名盛飛地、台錯綜地、寺沢錯綜地、豊田旧菅間田飛地及び蔵玉・釜生入会の区域

(分館)

第4条 次表左欄に掲げる公民館には同表中欄に掲げる分館を置き、それらの位置はそれぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

公民館の名称	分館の名称	位置
君津市君津中央公民館	貞元分館	君津市上湯江1, 655番地
君津市上総公民館	松丘分館	君津市広岡1, 840番地の1
	亀山分館	君津市坂畑321番地の1

2 公民館には、必要に応じて支館を設置することができる。

(職員)

第5条 公民館に法第27条の規定により置かれる館長のほか、所要の職員を置く。

(公民館運営審議会)

第6条 法第29条の規定により、別表第2左欄に掲げる区分ごとに、公民館運営審議会を置き、その委員の定数は、同表右欄に掲げるとおりとする。

- 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。
- 委員の任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員が第2項の委嘱の要件を欠くに至ったときは、その職を失う。
- 委員の報酬及び費用弁償については、別に定めるところによる。

(使用許可等)

第7条 公民館又は分館の施設及び設備を使用しようとするものは、公民館使用許可申請書を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 公民館又は分館の施設及び設備の使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が使用許可申請の記載事項を変更しようとするときは、館長の許可を受けなければならない。
- 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないことができる。
  - 使用により公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
  - 使用により公民館又は分館の施設及び設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
  - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(次条第4号において「暴力団」という。)の利益になるとき。
  - 前3号に掲げるもののほか、公民館の管理運営上、特に支障があると認めるとき。
- 館長は、使用の許可に際し、公民館又は分館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による使用の許可を取り消し、又は使用を停止させ、若しくは制限することができる。

- 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 使用者が前条第4項の規定により付された条件に違反したとき。

- (3) 使用者が虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 暴力団の利益になるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公民館の管理運営上、特に支障があると認めたとき。

(意見聴取)

第9条 教育委員会は、第7条第3項第3号又は前条第4号に該当するかどうかについて、千葉県君津警察署長の意見を聴くことができる。

(使用料)

第10条 公民館の使用料は無料とする。ただし、法第22条各号の規定以外に公民館を使用する場合は、別表第1に掲げる使用料を使用開始までに納付しなければならない。

2 館長が特に事由があると認めた場合は、教育委員会の承認を得て、前項ただし書に定める使用料の一部又は全部を免除することができる。

3 既納の使用料は返還しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責に帰することができない理由により、使用することができないとき。
- (2) 使用前に使用の許可又は変更の申し出をし、館長が相当の理由があると認めたとき。

(禁止事項)

第11条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 建物又はその附属物をき損又は滅失すること。
- (2) 興業的営利を目的とすること。
- (3) 許可を受けた使用の権利を譲渡し、又は転貸すること。
- (4) 前各号に規定するもののほか、館長が禁止したこと。

(使用後の整備)

第12条 使用者がその使用を終わった時は、使用した設備を原状に復し、器具を整備し、かつ室の内外を清掃して、館長に引き渡さなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、公民館の使用時、故意又は過失により建物、備品、機械器具、その他公民館の施設、設備をき損し、又は滅失した場合には、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営及び公民館運営審議会の組織並びに運営に関し、必要な事項は教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次の条例は廃止する。

君津町立公民館に関する条例(昭和39年君津町条例第26号)

公民館条例(昭和30年小糸町条例第31号)

公民館条例(昭和35年清和村条例第4号)

小櫃村公民館条例(昭和31年小櫃村条例第6号)

上総町公民館の設置及び管理に関する条例(昭和44年上総町条例第18号)

附 則(昭和46年3月31日条例第54号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年6月10日条例第66号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年9月1日条例第74号)

この条例は、昭和46年9月1日から施行する。

附 則(昭和47年6月29日条例第43号)

この条例は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則(昭和48年3月28日条例第15号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年12月20日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年4月1日条例第18号)

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

2 この条例の施行日前になされた公民館の使用の許可で、当該使用の日がこの条例の施行日以後になるものに係る使用料の額は、改正後の君津市公民館の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、当該使用が、社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条各号の一に該当する場合は、その使用料を無料とする。

附 則(昭和53年6月29日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年9月28日条例第39号)

この条例は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月31日条例第6号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年4月1日条例第10号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年10月22日条例第29号)

この条例は、昭和56年12月1日から施行する。

附 則(昭和56年12月5日条例第32号)

この条例は、昭和56年12月5日から施行する。

附 則(昭和57年10月1日条例第32号)

この条例は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則(昭和58年8月30日条例第42号)

この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則(昭和58年10月12日条例第44号)

この条例は、昭和58年10月12日から施行する。

附 則(昭和58年10月31日条例第45号)

この条例は、昭和58年11月1日から施行する。ただし、(中略)第3条の改正規定中「宮下」を「宮下、宮下1丁目、宮下2丁目」に改める部分(中略)は、昭和58年12月1日から施行する。

附 則(昭和59年10月1日条例第25号)

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則(昭和59年12月26日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月31日条例第6号)

この条例は、平成4年6月1日から施行する。

附 則(平成4年12月25日条例第34号)

この条例は、平成5年2月1日から施行する。

附 則(平成7年12月27日条例第25号)

この条例は、平成8年1月1日から施行する。

附 則(平成8年12月26日条例第28号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第18号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成9年6月1日から施行する。

(君津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この条例の施行の日前になされた使用の許可で、当該使用の日がこの条例の施行の日以後になるものに係る使用料の額は、改正後の君津市公民館の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成10年10月1日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月31日条例第14号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第14号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年9月28日条例第19号)

この条例は、平成13年12月1日から施行する。

附 則(平成14年6月28日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年6月30日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第12号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第3号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月24日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は平成21年2月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)前になされた使用の許可で、当該使用の日が施行日以後になるものに係る使用料の額は、第2条の規定による改正後の君津市公民館の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成22年6月24日条例第15号)

この条例は、平成22年10月12日から施行する。

附 則(平成24年3月28日条例第19号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月24日条例第32号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(君津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の君津市公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和5年9月7日条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

別表第1(第10条第1項)

名称	区分	使用時間			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
君津市君津中央公民館	多目的ホール	3,240円	4,320円	4,720円	9,440円
	ギャラリー	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	会議室101	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	会議室102	480円	640円	690円	1,400円
	会議室103	480円	640円	690円	1,400円
	会議室201A	480円	640円	690円	1,400円
	会議室201B	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	会議室202	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	会議室203	480円	640円	690円	1,400円
	会議室301	480円	640円	690円	1,400円
	会議室302	480円	640円	690円	1,400円
	和室1	480円	640円	690円	1,400円
	和室2	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	工芸室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	調理室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	貞元分館	480円	640円	690円	1,400円
君津市八重原公民館	レクリエーションホール	2,590円	3,450円	3,770円	7,560円
	大会議室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	小会議室	480円	640円	690円	1,400円
	講座室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	茶室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	研修室	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	工芸室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	ギャラリー	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	調理実習室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
君津市周西公民館	ホール	2,590円	3,450円	3,770円	7,560円
	会議室1	480円	640円	690円	1,400円

	会議室2	480円	640円	690円	1,400円
	会議室3	480円	640円	690円	1,400円
	会議室4	480円	640円	690円	1,400円
	会議室5	480円	640円	690円	1,400円
	調理室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	和室1	480円	640円	690円	1,400円
	和室2	480円	640円	690円	1,400円
君津市周南公民館	講堂	2,260円	2,980円	3,300円	6,610円
	第1研修室	480円	640円	690円	1,400円
	第2研修室	480円	640円	690円	1,400円
	第1会議室	480円	640円	690円	1,400円
	第2会議室	480円	640円	690円	1,400円
	小会議室	480円	640円	690円	1,400円
	調理実習室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
君津市小糸公民館	講堂	2,590円	3,450円	3,770円	7,560円
	第1会議室	480円	640円	690円	1,400円
	第2会議室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	講義室	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	和室1	480円	640円	690円	1,400円
	和室2	480円	640円	690円	1,400円
	児童室	480円	640円	690円	1,400円
	研修室	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	工芸室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	調理実習室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
君津市清和公民館	体育館	3,750円	5,000円	5,380円	10,940円
	会議室1	1,320円	1,760円	1,890円	3,850円
	会議室2	480円	640円	690円	1,400円
	会議室3	990円	1,320円	1,420円	2,890円
	和室	480円	640円	690円	1,400円
	多目的室	990円	1,320円	1,420円	2,890円
	音楽研修室	1,320円	1,760円	1,890円	3,850円
	工芸室	420円	560円	600円	1,230円
	調理室	1,320円	1,760円	1,890円	3,850円
君津市小櫃公民館	講堂	2,590円	3,450円	3,770円	7,560円
	会議室	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	和室1	480円	640円	690円	1,400円
	和室2	480円	640円	690円	1,400円
	第1研修室	480円	640円	690円	1,400円
	第2研修室	480円	640円	690円	1,400円
	講義室	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	茶室	480円	640円	690円	1,400円
	調理実習室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
君津市上総公民館	多目的ホール	3,240円	4,320円	4,720円	9,440円
	ふれあいホール	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	会議室1	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	会議室2	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	小会議室1	480円	640円	690円	1,400円

	小会議室2	480円	640円	690円	1,400円
	和室	480円	640円	690円	1,400円
	工芸室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	調理室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	松丘分館	480円	640円	690円	1,400円
	亀山分館	480円	640円	690円	1,400円

備考

- 1 市外者が利用する場合は、当該施設の使用料の5割を加算した額とする。
- 2 陶芸用の電気窯を使用する場合は、使用電力量料金に相当する金額を徴収する。

別表第2(第6条第1項)

公民館の名称	委員の定数
君津市君津中央公民館 君津市八重原公民館 君津市周西公民館 君津市周南公民館	12人以内
君津市小糸公民館 君津市清和公民館	8人以内
君津市小櫃公民館 君津市上総公民館	8人以内